

訪問診療等に使用する車両に係る駐車許可についてのご案内

訪問診療、訪問看護、訪問リハビリテーションや訪問介護等に使用する車両が、訪問先に駐車場所がないために駐車禁止場所に駐車せざるを得ない場合、状況に応じて警察署長の駐車許可を受けることが可能となっております。

また、こうした業務の実情に鑑み、1つの駐車許可で、一定の期間、複数の場所に対応できるよう、手続の簡素化、柔軟化を図り、申請者の負担軽減に努めております。

なお、駐車許可は、都道府県警察及び警察署ごとに、地域住民等の意見要望や地域の交通実態等に応じて行っているものであり、必ずしも全ての場合に許可が行われるわけではありません。

詳しくは、警察署交通課又は警察本部交通規制課までお問合せください。

和歌山県警察

警察署名	電話番号	警察署名	電話番号
橋本警察署	0736-33-0110	有田警察署	0737-83-0110
かつらぎ警察署	0736-22-0110	湯浅警察署	0737-64-0110
岩出警察署	0736-63-0110	御坊警察署	0738-23-0110
和歌山東警察署	073-475-0110	田辺警察署	0739-23-0110
和歌山西警察署	073-424-0110	白浜警察署	0739-43-0110
和歌山北警察署	073-453-0110	串本警察署	0735-62-0110
海南警察署	073-482-0110	新宮警察署	0735-21-0110
		警察本部 交通規制課	073-473-0110(代)